

音更町耐震改修促進計画  
< 概要版 >

令和4年3月

音 更 町

# 1

## 計画の目的と位置付け

### [1] 計画の背景と目的




平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国は同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）」を制定しました。その後、平成18年（2006年）に耐震改修促進法を改正し、建築物の計画的な耐震化を図るため、都道府県に耐震改修促進計画の策定を義務付け、北海道は同年12月に北海道耐震改修促進計画（以下「北海道計画」という。）を策定し、平成28年（2016年）5月に計画を見直しました。音更町は北海道計画を踏まえ、平成21年（2009年）2月に音更町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定し、平成30年（2018年）3月に計画を見直しました。

近年では、平成20年（2008年）の岩手・宮城県内陸地震、平成23年（2011年）の東日本大震災、平成28年（2016年）の熊本地震、平成30年（2018年）の大阪府北部を震源とする地震など大地震が頻発しており、北海道においても平成30年（2018年）9月に発生した胆振東部地震では最大震度7を観測し、大規模な停電が発生するなど、これまで経験したことがない災害に見舞われました。

こうした状況を踏まえ、北海道は令和3年（2021年）4月に北海道計画を見直し、道内市町村及び道民に周知を図ったところです。音更町においても、引き続き地震による被害の軽減を図り、住民の安全で安心な生活を確保するため、本計画を見直すものです。

本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1（貧困をなくそう）、11（住み続けられるまちづくりを）、13（気候変動に具体的な対策を）の達成に資するものであり、災害に対して建築物の倒壊等から人命を守り、脆弱性を軽減することなどを目指すものです。

#### SDGs と本計画との関連

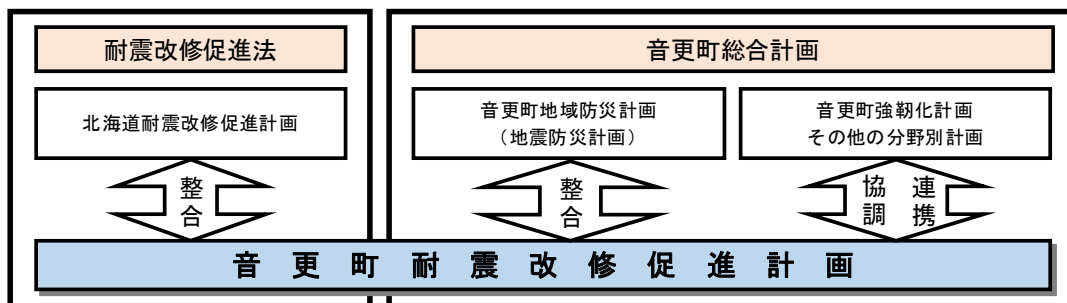
ゴール1（貧困をなくそう）	ゴール11（住み続けられるまちづくりを）	ゴール13（気候変動に具体的な対策を）
 <p>《ターゲット(抜粋)》 災害からの脆弱性を軽減する。</p>	 <p>《ターゲット(抜粋)》 災害による被災者数等を大幅に削減する。</p>	 <p>《ターゲット(抜粋)》 自然災害に対する強靱性等を強化する。</p>

※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下に、より具体的な169のターゲットがある。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

### [2] 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定するものであり、北海道計画や音更町地域防災計画（地震防災計画）との整合を図るほか、音更町強靱化計画やその他の分野別計画と連携・協調して計画を推進します。



### [3] 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

なお、今後、建築物の耐震化に係る新たな知見や対策が示されるなど、必要な場合は、適宜見直すこととします。

#### 計 画 期 間

令和4年度から令和8年度  
(2022年度から2026年度)

## 2

# 音更町で想定される地震

### 【1】 想定される地震の種類

北海道では、地震による被害想定に基づいた防災対策を検討するため、地震被害想定調査を実施しました。この調査では、最新の研究結果や防災対策の優先度を基に、24 地震 54 断層モデルを対象地震として被害算定の算定をしており、その結果、十勝地方に影響を及ぼす可能性のある地震は、6 地震 9 断層モデルとなっています。

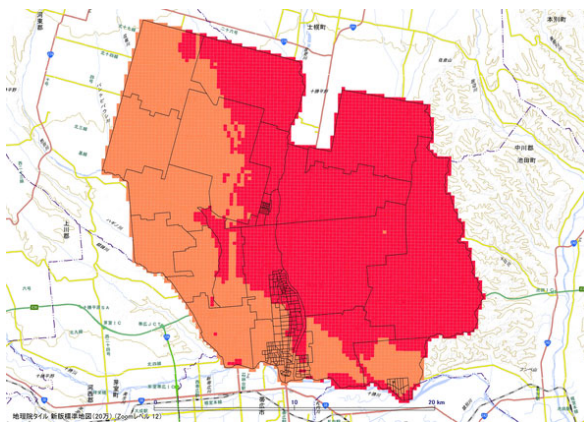
#### 十勝地方に影響を及ぼす可能性のある地震（6 地震 9 断層モデル）

地震名	断層モデル	地震名	断層モデル
標津断層帯	30_1	石狩低地東縁断層帯主部（北） （深さ7km）	30_1
	45_5		
十勝平野断層帯主部	45_2	根室沖・釧路沖の地震	-
	45_5	十勝沖の地震	-
	30_3	三陸沖北部の地震	-

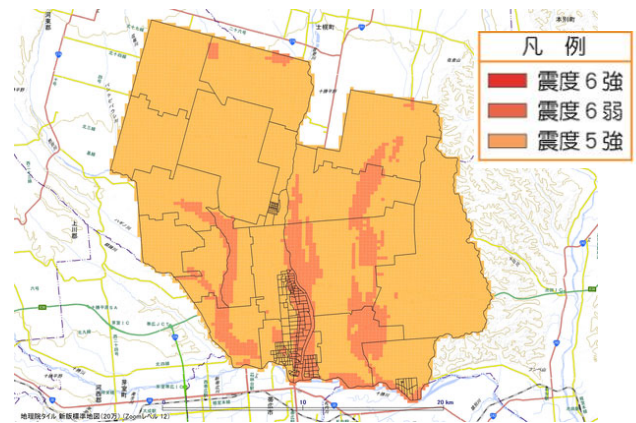
### 【2】 想定地震による震度分布

北海道が実施した地震被害想定調査では、音更町で想定される最大規模の地震は、「十勝平野断層帯主部の地震（M7.4）」が発生した場合で、町内の61%の地域で震度6強、39%の地域で震度6弱になると予想されています。また、「十勝沖の地震（M8.2）」が発生した場合は、町内の15%の地域で震度6弱、85%の地域で震度5強になると予想されています。

#### 想定地震による震度分布



【十勝平野断層帯主部の地震（M7.4）】



【十勝沖の地震（M8.2）】

### 【3】 想定地震による被害想定

音更町において被害が最も大きいと想定されるのは、「十勝平野断層帯主部の地震」が冬の早朝に発生した場合です。

なお、この地震被害想定結果は、中央防災会議などの被害想定手法により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。

想定地震	十勝平野断層帯主部の地震				十勝沖の地震	
	冬の早朝		冬の夕方		冬の早朝	
音更町の最大震度	6強				6弱	
人的被害	総人口 45,564人					
	死者数	4人 0.01%	4人 0.01%	1人未満 0.002%		
	重軽傷者数	162人 0.36%	125人 0.27%	20人 0.04%		
	避難者数	9,736人 21.37%	9,766人 21.43%	2,887人 6.34%		
建物被害	総棟数 26,107棟					
	全壊棟数	384棟 1.47%	384棟 1.47%	12棟 0.05%		
	全半壊棟数	1,853棟 7.10%	1,853棟 7.10%	154棟 0.59%		

（総人口・総棟数は平成24年（2012年）3月時点）

### 3

## 耐震化の現状

### [1] 住宅・多数利用建築物の耐震化の現状

町は令和2年度（2020年度）までに、住宅・多数利用建築物の耐震化率を95%にすることを目標に、耐震化の促進に取り組んできました。

令和2年度（2020年度）時点での耐震化の現状は、住宅の耐震化率が87.5%で、目標に比べ7.5ポイント下回り、当初計画策定時から12.1ポイント増加しました。また、多数利用建築物の耐震化率が88.1%で、目標に比べ6.9ポイント下回り、当初計画策定時から15.9ポイント増加しました。

さらに、住宅の耐震化率を「戸建て住宅」と「共同住宅」別に細区分すると、「戸建て住宅」の耐震化率は84.5%、「共同住宅」の耐震化率は96.7%となっています。また、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は、60.0%となっています。

#### 耐震化率の目標及び実績

区 分			住 宅	多数利用建築物
当初計画策定時点	平成20年度（2008年度）	実 績	75.4%	72.2%
当初計画実績	平成27年度（2015年度）	目 標	90.0%	90.0%
		実 績	80.7%	83.5%
前計画実績	令和2年度（2020年度）	目 標	95.0%	95.0%
		実 績	87.5%	88.1%
		対目標比	△7.5ポイント	△6.9ポイント
		当初計画 実績比	12.1ポイント	15.9ポイント

<令和2年度（2020年度）における耐震化率の実績（再掲）>

区 分	住 宅			多数利用建築物	耐震診断義務付け 対象建築物
	戸建て住宅	共同住宅			
耐震化率	87.5%	84.5%	96.7%	88.1%	60.0%

### 4

## アンケート調査

### [1] アンケート調査の概要

住宅の耐震化に関する住民の意識や要望を把握するために、音更町内にお住まいの方の中から、無作為に抽出した1,500名に対し、アンケート調査を実施しました。

#### アンケート調査の概要

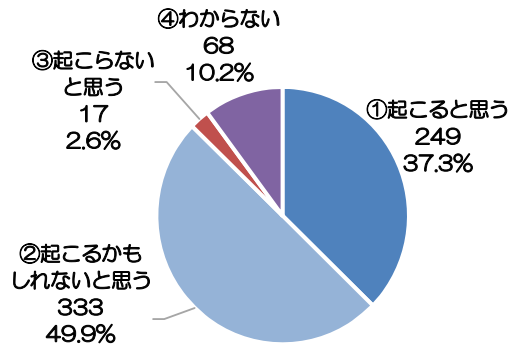
実施期間	令和3年12月4日～令和3年12月20日
配布数	1,500通
配布方法	郵 送
回答方法	同封の返信用封筒により郵送 または QRコードによるオンライン回答
回答数	670通（回答率44.7%）
調査項目	(1) あなた自身のことについて (2) 大きな地震の発生について (3) 住宅の耐震診断・耐震改修について (4) 耐震診断に関する支援制度について (5) 耐震改修に関する支援制度について (6) その他、耐震化や地震防災に関する支援について

## [2] アンケート調査結果から得られた住民の意識と今後の課題

アンケート調査の集計結果から得られた住民の意識と今後の課題について、以下のとおり整理しました。

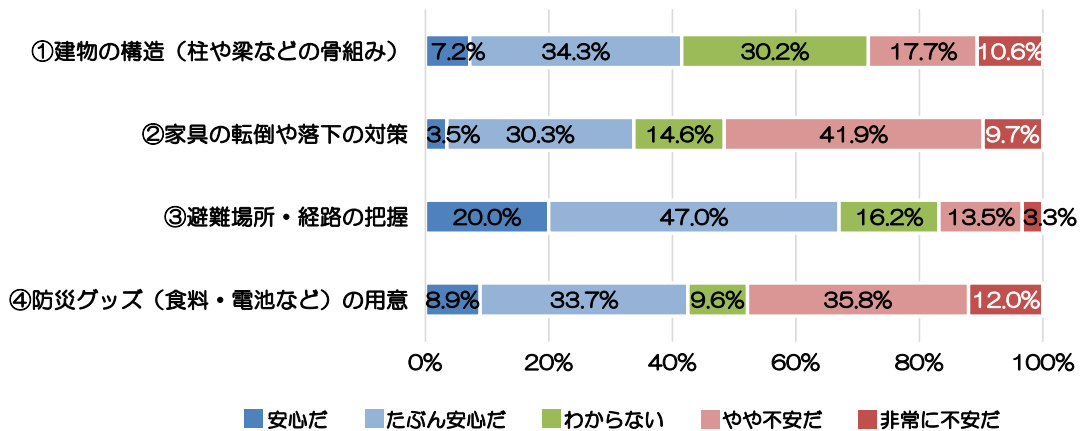
- 今後 30 年間に震度 6 強程度の地震が起こる可能性があると感じた人が約 9 割程度となっており、地震に対する意識は高くなっています。

〔震度 6 強程度の地震の発生〕 n=667 (n は有効回答数を表す)



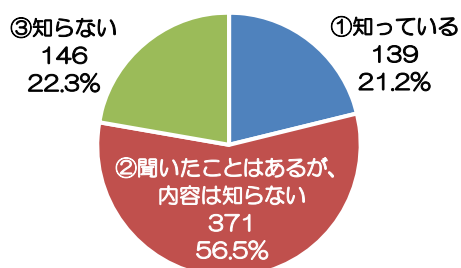
- 震度 6 強程度の地震が起きた時、建物の構造や家具の転倒・落下対策、防災グッズの用意について、不安やわからないと回答した人が約 6 割程度となっており、建物の耐震化を促進するほか、家庭でできる防災対策についても、積極的に情報提供し、不安を解消していく必要があります。

〔震度 6 強程度の地震が起きた時の住宅や災害への備え〕

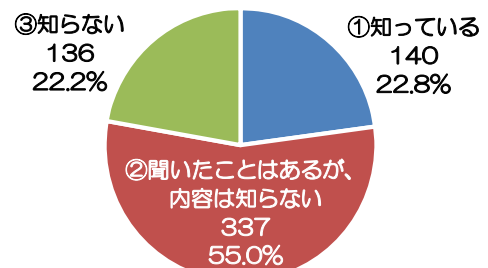


- 「耐震診断」、「耐震改修工事」について、知っていると感じた人が、それぞれ約 2 割程度となっており、耐震診断及び耐震改修の必要性や効果など、耐震化に関する情報提供の充実を図る必要があります。

〔耐震診断の認知度〕 n=656



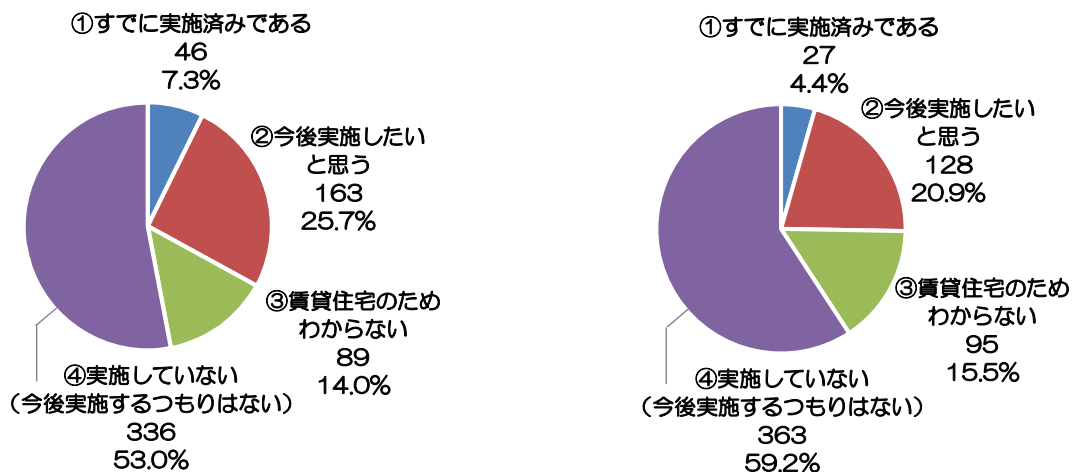
〔耐震改修工事の認知度〕 n=613



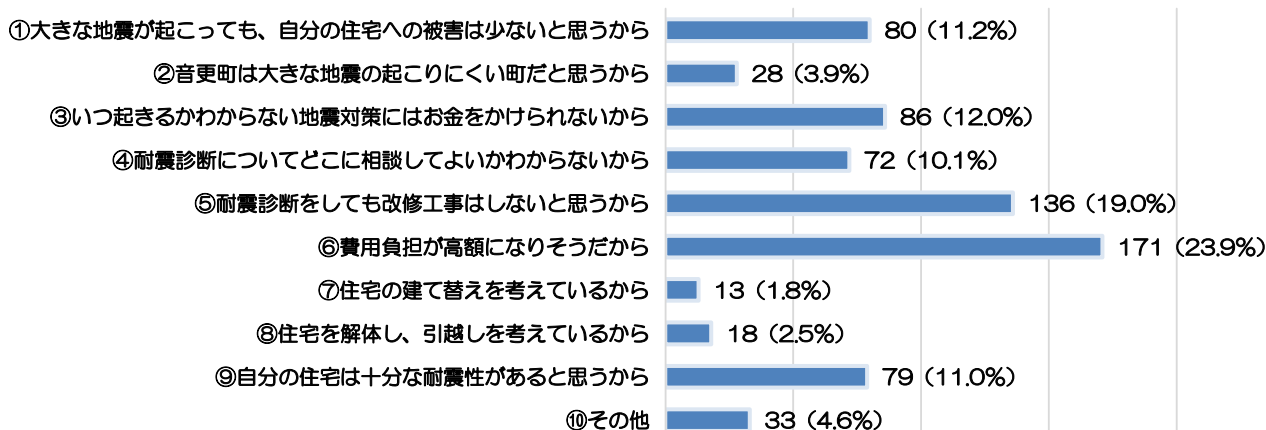
●「耐震診断」、「耐震改修工事」を実施していない（今後実施するつもりはない）と回答した人が、それぞれ約5割以上となり、その主な理由が、耐震化に要する費用の経済的負担や、地震による住宅への被害が少ないと考えていることだったため、引き続き耐震化に要する費用負担を軽減するための支援や地震に対する正しい知識等の普及・啓発を図る必要があります。

〔耐震診断の実施状況〕 n=634

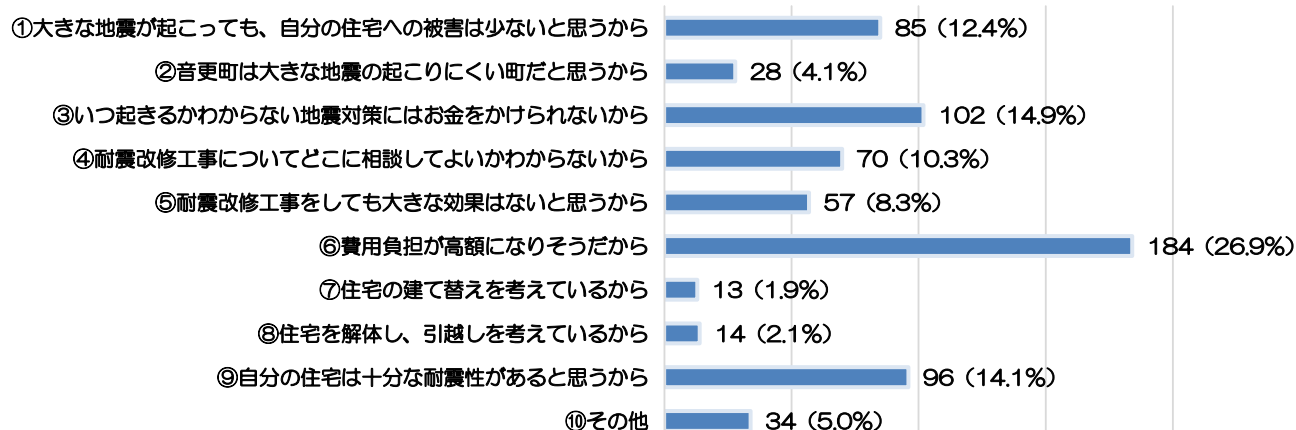
〔耐震改修工事の実施状況〕 n=613



〔耐震診断を実施していない（今後実施するつもりはない）と回答した理由〕（複数回答）

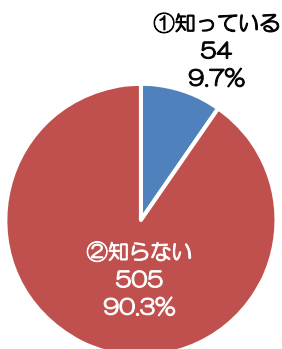


〔耐震改修工事を実施していない（今後実施するつもりはない）と回答した理由〕（複数回答）

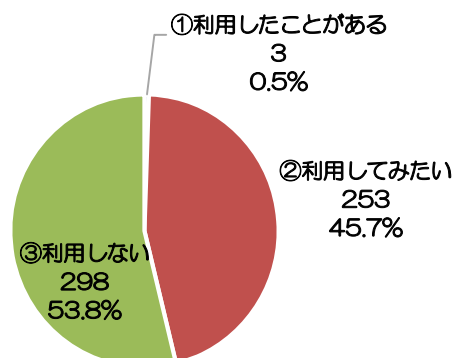


●町が行う無料耐震診断について、知っている人が約1割程度で、利用してみたいと回答した人が約5割程度となっていることから、積極的に制度の周知を図り、利用促進に繋げる必要があります。

〔無料耐震診断の認知度〕 n=559

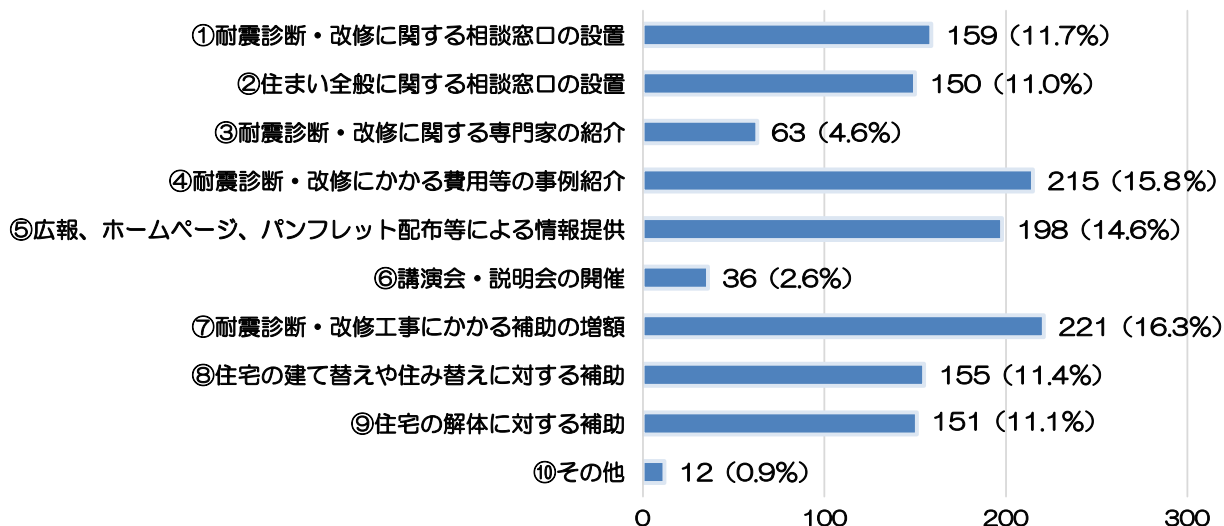


〔無料耐震診断の利用状況〕 n=554



●今後利用したい支援について、耐震診断・改修工事にかかる補助の増額など費用面を望む回答や、改修費用の事例紹介など情報提供を望む回答があったことから、耐震改修工事の方法や工事費の情報収集に努め、個別の事情に応じた支援方法を検討する必要があります。

〔今後利用したい支援〕（複数回答）



## 5 耐震化の目標及び取り組み

### 〔1〕耐震化率の目標

北海道計画を基に、計画期間の最終年度である令和8年度（2026年度）までに町内の住宅の耐震化率を95%、多数利用建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標とします。

令和8年度（2026年度）  
耐震化率の目標

住宅	：	95%
多数利用建築物	：	概ね解消
耐震診断義務付け対象建築物	：	概ね解消

## [2] 耐震化の促進に向けた施策

### 地震防災対策に関する啓発、知識の普及

建築物の所有者に対して、地震に対する安全性確保の重要性を認識してもらうとともに、耐震診断及び耐震改修の必要性や効果について、普及啓発を図ります。

- (ア) 相談体制 【拡 充】
- (イ) 地震防災マップの作成
- (ウ) 耐震化に関するパンフレットの作成 【新 規】
- (エ) 地震防災対策普及ツールの活用

#### 建築物の耐震化に関する相談窓口

##### 建設部建築住宅課

電 話：0155-42-2111      F A X：0155-42-2142

メー ル：kenchikujuutakuka@town.otofuke.hokkaido.jp

### 総合的な建築物の安全対策の推進

地震発生時には、建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材の落下などによる人的被害が多く発生していることから、建築物の耐震化と合わせて、非構造部材の対策など総合的な建築物の安全対策を推進します。

- (ア) 窓ガラス・天井・外壁などの非構造部材の脱落防止対策
- (イ) エレベーター内の閉じ込め防止対策
- (ウ) ブロック塀等の倒壊防止対策
- (エ) 家具類の転倒・落下・移動防止対策
- (オ) 空き家対策
- (カ) 給湯設備の転倒防止対策及び配管などの設備の落下防止対策
- (キ) 電気火災の防止対策

### 耐震診断及び耐震改修に対する支援

町は耐震化の促進に向けて、耐震診断及び耐震改修に要する費用負担の軽減を図るため所有者への支援などを行います。

- (ア) 住宅の無料簡易耐震診断の実施
- (イ) 住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助
- (ウ) 耐震改修促進税制の周知

### 住宅の住み替え・除却の促進 【新 規】

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された住宅は、耐震性が確保されていない場合もあり、建築後、少なくとも40年以上が経過し住宅自体の老朽化も進んでいます。このため、耐震改修をする際の費用が高額となり、改修に踏み切れない場合も多いと考えられます。

町はこうしたことを踏まえ、高齢者等住み替え支援事業や、老朽危険空家等除却事業といった他の施策との連携を図りながら、老朽化した既存住宅の除却の促進に努めます。

### 地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物の耐震化の促進

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な「緊急輸送道路」の沿道で、災害時における緊急車両の通行や住民の避難を阻害する建築物の耐震化の促進を図ります。



## 6

### 耐震改修促進法・建築基準法による指導等

#### [1] 耐震改修促進法による指導等

耐震改修促進法では、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課しています。

また、耐震診断が義務付けられている不特定多数の者が利用する大規模建築物及び耐震改修促進法第15条2項に規定する不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物などについては、耐震性能の向上について適切な措置をとるよう指導・助言、指示を行う必要性が高いものです。

町は北海道と連携して、これらの建築物が耐震改修などの適切な措置をとるよう所有者に対し指導等を行います。

#### [2] 建築基準法による勧告等

建築基準法では、所管行政庁がそのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認める建築物については、その所有者などに対して保安上必要な措置をとるよう勧告することができることとなっています。

耐震改修促進法の規定に基づく指導等を行ったにもかかわらず、所有者が必要な対策を取らなかった場合には、町は北海道と連携して必要な対応を行います。

## 7

### 計画の推進に関する事項

#### [1] 北海道及び関係団体との連携

北海道、市町村及び建築関係団体で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」に参加して、本計画に掲げた目標の進捗管理や施策に対する連携方策などを連絡協議し、建築物の耐震化の促進に向けて連携して取り組みます。

#### [2] 町の計画推進体制

本計画の推進に向けては、庁内関係部局との連携体制のもとで取り組みます。

また、住民に対する普及啓発や緊急時の安全確保・避難等の各種対策等に関する情報提供においては、建築住宅部局が中心となり危機対策部局や福祉部局と連携を図りながら取り組みます。